

熊本県公報

第 1 1 2 4 2 号
平成 17 年 3 月 28 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………(会 計 課)	1
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	1
○生活保護法による医療機関の指定……………(生活保護・援護課)	1
○生活保護法による医療機関の変更……………(")	2
○生活保護法による医療機関の休止……………(")	2
○土地利用基本計画の変更……………(土地資源対策課)	2
公 告	
○換地計画の決定及び公告・縦覧……………(農地建設課)	3
正 誤	
○平成 17 年 1 月 26 日熊本県告示第 79 号(保安林の指定に関する予定)中(森林保全課)	3

告 示

熊本県告示第 346 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置) の一部を次のように改め、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 28 日

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「	熊本県知事 潮 谷 義 子	八代市鏡町大
北新地 713 番地の 1	北新地農業協同組合	鏡農業協同組合
字鏡町 427 番地		八代郡鏡町大

字北新地 713 番地の 1
字鏡町 427 番地
」を削る。

熊本県告示第 347 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字上藤木 434
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 348 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 17 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[薬局]

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000962	センター薬局	有限会社 NADA センター薬局	本渡市南新町 7 番地 15	平成 17 年 1 月 1 日

0000963	八代みどり薬局	株式会社 みどり調剤薬局	八代市永碓町新地 1315-1	平成17年 1月1日
---------	---------	--------------	-----------------	---------------

熊本県告示第349号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成17年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[医科]

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	医療機関名称		平成17年 2月11日
		阿蘇町国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	開設者		平成17年 2月11日
		阿蘇町	阿蘇市	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	所在地		平成17年 2月11日
		阿蘇郡阿蘇町黒川 1178	阿蘇市黒川 1178	
山都町立国民健康保険蘇陽病院	山都町	医療機関名		平成17年 2月11日
		蘇陽町清和村病院組合国民健康保険蘇陽病院	山都町立国民健康保険蘇陽病院	
山都町立国民健康保険蘇陽病院	山都町	開設者		平成17年 2月11日
		蘇陽町清和村病院組合	山都町	
山都町立国民健康保険蘇陽病院	山都町	所在地		平成17年 2月11日
		阿蘇郡蘇陽町滝上 526	上益城郡山都町滝上 526	

[歯科]

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	医療機関名称		平成17年 2月11日
		阿蘇町国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	開設者		平成17年 2月11日
		阿蘇町	阿蘇市	
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市	所在地		平成17年 2月11日
		阿蘇郡阿蘇町黒川 1178	阿蘇市黒川 1178	

熊本県告示第350号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の指定医療機関等から休止の届出があった。

平成17年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[医科]

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止月日
西村医院	西村 亮三	八代市迎町 2-9-20	平成17年2月15日

熊本県告示第351号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
本渡都市地域	本渡市	17ヘクタールの拡大	現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。
本渡森林地域	本渡市	1ヘクタールの縮小	現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
玉東森林地域	玉東町	8ヘクタールの縮小	同上
菊池森林地域	菊池市	5ヘクタールの縮小	同上
菊陽森林地域	菊陽町	28ヘクタールの縮小	同上
合志森林地域	合志町	35ヘクタールの縮小	同上
阿蘇森林地域	阿蘇市	3ヘクタールの縮小	同上
南阿蘇森林地域	南阿蘇村	3ヘクタールの縮小	同上
益城森林地域	益城町	8ヘクタールの縮小	同上
益城森林地域	益城町	121ヘクタールの縮小	同上
五和森林地域	五和町	19ヘクタールの縮小	同上
牛深自然公園地域	牛深市	4ヘクタールの縮小	市街化が進行している地域であり、自然公園地域として保護・利用する必要がないため。
牛深自然公園地域	牛深市	4ヘクタールの縮小	同上

2 熊本県土地利用基本計画書の変更概要

計画書の項目	変更の概要	変更を必要とする理由
1. 土地利用の基本方向 (3) 土地利用の原則④ア ④自然公園地域 ア	計画書7ページ19行目 「自然公園法第17条第1項又は第42条第1項」を「自然公園法第13条第1項又は第60条第1項」に改める。	自然公園法が一部改正されたことに伴い、記述の整合性を保つため。

3 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県地域振興部土地資源対策課土地利用対策班（県庁本館6階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

公 告

熊本県公告第227号

県営一武地区（第一工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年3月29日から
平成17年4月25日まで
- 2 縦覧の場所 錦町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

正 誤

平成17年1月26日熊本県告示第79号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	13	字詰ノ山 607 の 16	字詰ノ山 606 の 16